

函館市空家等対策連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）および函館市空家等の適切な管理に関する条例（平成25年函館市条例第56号。以下「条例」という。）に基づく措置ならびに必要な施策の策定および実施にあたり，庁内での情報共有および施策等の円滑かつ適切な遂行を目的に，函館市空家等対策連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は，次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法および条例に基づく措置および施策等の実施に関すること。
- (2) 法および条例の目的を達成するための必要な施策の策定および実施に関すること。
- (3) その他危険な状態の空き家等の対策に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は，総務部，財務部，市民部，保健福祉部，環境部，土木部，都市建設部，消防本部，戸井支所，恵山支所，椴法華支所，南茅部支所，教育委員会学校教育部の13部共管とし，別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(事務局)

第4条 会議の事務局は，都市建設部に置く。

2 会議の庶務は，事務局において処理する。

(会議の招集)

第5条 会議は，第3条第1項に定める者の要請に応じ事務局が招集する。

2 第3条第1項に定める者が，やむを得ず会議に出席できない場合は，代理の者を出席させることができる。

(関係職員の出席)

第6条 第3条第1項に定める者は、必要があると認めるときは、会議に第3条第1項に定める者以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定める事項のほか、会議に際し必要な事項は、会議において定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行をもって、函館市老朽危険家屋等対策検討会議設置要綱は、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部災害対策課長，財務部税務室資産税担当課長，市民部くらし安心課長，保健所生活衛生課長，環境部環境推進課長，土木部道路管理課長，都市建設部都市整備課長，都市建設部建築行政課長，消防本部指導課長，戸井支所地域振興課長，恵山支所地域振興課長，椴法華支所地域振興課長，南茅部支所地域振興課長，教育委員会学校教育部保健給食課長
--